

豊橋競市

TOYOHASHI BRAND AUCTION

会員規約

荷主側、買主側への規約及び申し合わせ事項

豊橋競市 会員規約

第 1 条(目的)

本規約は「豊橋競市」(以下当オークションという)を開催するにあたり、手続き方法その他の事項を定めたもので、当オークションの円滑な運営を図るものとする。

第 2 条(名称)

「豊橋競市」と称する。

第 3 条 (取扱品目)

当オークションはブランドバッグ、貴金属、皮革ゴム製品及び衣類の売買と仲介並びに委託販売を業として取り扱うものとする。

第 4 条 (運営)

当オークションは本規約及び別途定める規定に基づき、株式会社豊競 (以下、主催者という) が運営を行う。

第 5 条 (開催地)

当オークションの開催場所は、愛知県豊橋市広小路一丁目 1 8 番地 ユメックスビル 7 階とする。

第 6 条 (開催日時)

当オークションの開催日時は毎月 15 日 10 時～18 時の定期開催とする。ただし、主催者の都合等により開催できない場合は、変更開催日時を定め事前にその旨を会員に通知する。

第 7 条 (入会及び参加資格)

当オークションに参加するには、主催者が定める会員資格を有する者（以下「会員」という。）とする。会員は公安委員会交付の古物許可証の所有者でなければならない。また、主催者が要請する必要書類を提出し入会申込みをしなければならない。売主を希望する場合は、インボイス制度に基づき、適格請求書登録番号を必須とする。入会金を 1 社あたり 33,000 円(税込)徴収し、如何なる場合でも返金しないものとする。毎年 2 月に年会費 1 社あたり 11,000 円(税込)をオークションに参加した際に精算書にて徴収する。如何なる場合でも返金しないものとする。

第 8 条 (取引方法)

取引方法は、指値のある商品はすべて保留交渉を行い、指値のない商品はすべて成り行き

の競り売りとする。

第 9 条（参加費）

当オークションの会員は参加人数に応じ参加費を支払うものとする。当日オークション参加費 1 名につき 3,300 円(税込)とする。

委託出品の場合も同様参加費として、3,300 円(税込)とする。

第 10 条（手数料）

会員は、主催が定めた方法により手数料を支払わなければならない。

- (1) 落札手数料・・・買主が当オークションに支払う手数料（外税方式）

落札金額の 3%＋手数料の消費税

例) 落札金額 100,000 円 消費税：10,000 円 落札手数料：3,000 円 消費税：300 円

落札金額合計＝113,300 円

- (2) 出品手数料・・・荷主が当オークションに支払う手数料（外税方式）

落札金額の 3%＋手数料の消費税

例) 落札金額 100,000 円 消費税：10,000 円

出品手数料：3,000 円 消費税：300 円

支払金額合計＝106,700 円

第 11 条（禁止事項）

- (1) 会員以外の者を当オークションに参加させること。
- (2) 会員間の直接取引及び決済。
- (3) 不正品の疑いがある商材、盗難被害品、遺失物を出品すること。
- (4) 当オークションの規約及びその他の規定に違反すること。
- (5) 虚偽情報の書き込みや配信などを行うこと。

第 12 条（参加制限）

主催者は、次の事項に該当した会員に当オークションへの参加を制限することができる。

- (1) 該当会員の支払債務が規定の日までに決済されないとき。
- (2) 前条に規定する行為を行ったとき。

第 13 条(出品取消・返品規約)

- (1) 基準外等(AACD で基準外の判定がされたもの・正規店で基準外の判定がされたもの)による返品期間はオークション終了から 3 か月以内とする。
- (2) 社外修理等は買主の自己判断とし、返品対象としない。
- (3) 真贋等での返品交渉期間延長は最大 1 か月間延長とする。ただし(1)返品期間内に申請

が必須である。

- (4) 主催者は事後交渉に関してあくまで荷主と買主の仲介業務を行うものとする。
- (5) 商品の真贋に関して荷主保証の上で取引を行うが、当会の基準に明らかに満たないものに関しては出品を取消する場合がある。
- (6) 出品商品が盗難被害品、遺失物、不正品と判明した場合、取引が無効となり返品の対象となる。
- (7) 当会基準に満たないものに関して、正規店で真贋を依頼する場合がある。
- (8) 真贋について製造元または、以下の機関を判定の基に市場主が判断する。
一般法人日本流通自主管理協会（AACD）
- (9) 上記項目に関して、主催者は会員以外の第三者との交渉は一切受け付けないものとする。
- (10) クロムハーツの真贋判断につきましてすべて買主様の自己判断とさせていただき、当会では保証を致しません。返品不可となりますのでご了承ください。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

当オークションは会員又は会員の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の項目に該当する場合、何らの催告を要せずに強制退会とする。

- (1) 団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他の反社会的勢力（以下まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき。
- (4) 反社会的勢力に対し資金等を提供もしくは便宜を供与するなど関与が認められるとき。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 自らまたは第三者を利用して、当オークション及び関係者に対し、詐術、暴力行為、または脅迫的言辞を用いたとき。

第 15 条（規約・申し合わせ事項の改定）

本規約及び申し合わせ事項の改定が必要と主催者が判断した場合、随時任意に改定し、会員紙面又は WEB 上にて通知する。

2025 年 1 月 7 日(制定)